

令和5年10月6日

国立市教育委員会

国立市立学校給食センター整備運営事業 モニタリング結果の公表に関する基本的な方針

- 1 モニタリング結果のうち、選定事業者から提供されたサービスの質に関する部分については、市民に分かりやすいような形式にて公表するよう努める。

上記サービスの質に関する部分とは、2021年6月24日付国立市立学校給食センター整備運営事業事業契約書（2021年7月7日付国立市議会の議決により同日付で本契約とみなされたもの。以下「事業契約書」という。）別紙2「モニタリング及びペナルティの考え方」1（1）に記載する「モニタリングの項目」に準じたものとする。

- 2 一方、公表することにより、選定事業者（選定事業者の委託先を含む。）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報が含まれる場合は、モニタリング終了後、適宜選定事業者を確認する等して峻別し、これを除いた情報を公表するものとする。

なお、選定事業者の委託先は、選定事業者とは異なり、PFIだけでなく本来の事業をも行っていることから、当該本来の事業に係る権利、競争上の地位その他正当な利益を害することがないよう配慮する必要がある。

- 3 選定事業者の財務状況に関し、事業契約書第67条に基づき提出された書類のうち貸借対照表及び損益計算書については、国立市情報公開条例（平成14年12月条例第35号）の定めるところにより開示することができる。

以上